

市・都民税（住民税）、所得税及び復興特別所得税（所得税） 間もなく申告の時期です

申告期間は2月16日(水)～3月15日(火)(窓口での申告は土曜・日曜・祝日を除く)

市・都民税の申告は市役所へ

申告していただくのは、令和3年中の所得です。所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出される方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出される方、市内に住んでいる方の扶養親族の方、税務署に確定申告をする(した)方以外は、市・都民税の申告が必要です。▷申告期間中の日曜日午前9時～午後1時に臨時窓口を開庁して申告の受け付けを行います

■申告書の入手方法 2月上旬に前年の状況に応じて郵送します。用紙が届かなかった方や、新たに必要になった方は、市民税課で入手できるほか、市ホームページからダウンロードできます

■申告に必要なもの 令和3年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)。詳細は市ホームページをご覧ください

所得税の確定申告は武蔵野税務署へ

■申告会場の開設 2月1日(火)～3月15日(火)の午前8時30分～午後4時(提出は5時まで) ※土曜・日曜・祝日を除く
▷2月20日(日)、27日(日)は開場します
▷開設期間中は、駐車場は使用できません
▷混雑回避のために入場整理券を配付します。混

雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります

▷入場整理券は、当日会場で配付するほか、国税庁公式LINEによる事前発行で入手できます

▷作成済みの確定申告書は、申告期間内に限り、市役所でもお預かりします※相談や過年度分のお預かりはできません

■申告書等の入手方法 国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)でダウンロードできます

▷1月24日(月)から、市役所市民税課でも配布します(数に限りがあります)

■電子申告(e-Tax)での確定申告 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用すれば、自宅のパソコンやスマートフォンから手続きができます

税理士による無料申告相談

時 2月7日(月)、9日(水)、10日(木) 午前9時30分～11時、午後1時～3時

所 小金井 宮地楽器ホール小ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

※▷不動産・株式の譲渡所得がある方は除きます▷相続税の相談は行っていません

申 事前申込サイト(https://coubic.com/musashinozei/booki



事前申込サイトはこちら

ng_pages#pageContent) または事前申込専用電話(☎0570-007696=土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後6時)で

にせ税理士にご注意を

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成等を行うことは法律で禁じられています。なお、税理士は、税理士バッヂを着用しています。

公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除かれます。なお、この場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告が必要となります。

問▷市・都民税=市民税課市民税係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9819)
▷所得税=武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1☎0422-53-1311)

383 問ごみ対策課施設係(☎042-102150)

不燃・粗大ごみ積替え・保管施設建設工事の進捗

042-387-9835 問ごみ対策課減量推進係(☎)

| 区分 | 変更前 (3月31日まで) | | 変更後 (4月1日から) | |
|---------|------------------|---------|-----------------|---------|
| | 補助率 | 補助上限額 | 補助率 | 補助上限額 |
| 電動 | 5分の4 | 50,000円 | 2分の1 | 30,000円 |
| 手動かくはん式 | | 30,000円 | | 18,000円 |
| 堆肥化容器 | | 8,000円 | | 5,000円 |

4月1日から 家庭用生ごみ減量化処理 機器購入費補助金交付 制度を一部変更
事業の適正化を図るため、補助率等を左表のとおり変更します。また、申請手続きの簡略化により、申請がしやすいとなります。詳細は、市ホームページをご覧ください。
なお、年度末は申請の増加が予想されますので、早めの申請をお願いします。



ごみ減量大作戦!



(246)

今回は、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)について取り上げます。

SDGsは、経済・社会・環境のバランスが取れた社会をめざすための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられています。また、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。

深くかわる項目の1つとして、12「つくる責任 つかう責任」があります。例えば、食品ロス

については「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる」という国際社会共通の取り組みの推進が求められています。一見、環境とのかかわりが浅いゴールもありますが、すべてが相互に関係しています。1つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会をめざすため、市民・事業者・行政が協力・連携することが大切です。

SDGsを意識することで、日々の生活の中に新しい発見があるかもしれません。

問ごみ対策課減量推進係(☎042-387-9835)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

出典: 国連広報センター

令和2年3月発行の一般廃棄物処理基本計画では、17のゴールのうち、上の8のゴールをごみと関係が深い目標としています。

